

## 様式第2号(第7条関係)

## 会議の開催結果

1 会議の名称	第5回大門下野田特定土地区画整理審議会
2 会議の開催日時	令和元年11月25日(月) 10時00分から11時00分
3 会議の開催場所	浦和東部まちづくり事務所 会議室
4 出席者名	別紙のとおり
5 欠席者名	—
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) (1) 議席の決定について (2) 審議会会长及び副会長の選出について (公開又は非公開の別) 公開
7 非公開の理由	—
8 傍聴者の数	0名
9 審議した内容	(1) 議席の決定について (2) 審議会会长及び副会長の選出について
10 問合せ先	都市局 まちづくり推進部 浦和東部まちづくり事務所 電話番号 048-878-5143
11 その他	—

別紙 出席者名・欠席者名一覧

	<p>審議会委員</p> <table> <tbody> <tr><td>近藤 富美男</td><td>委員</td><td>橋本 肇</td><td>委員</td></tr> <tr><td>野崎 芳雄</td><td>委員</td><td>城処 良幸</td><td>委員</td></tr> <tr><td>宇田川幹男</td><td>委員</td><td>金子 賢二</td><td>委員</td></tr> <tr><td>矢倉 励子</td><td>委員</td><td>榎本 利男</td><td>委員</td></tr> <tr><td>城所 好男</td><td>委員</td><td>大熊 博</td><td>委員</td></tr> </tbody> </table> <p>事務局</p> <p>浦和東部まちづくり事務所</p> <p>所長 高橋 希好</p> <p>所長補佐（区画整理係長事務取扱い）藤原 健二</p> <p>係長（管理係長） 豊田 隆</p> <p>◇区画整理係</p> <p>主査 千田 明彦</p> <p>◇管理係</p> <p>主任 山口 沙織 技師 枝川 祥子</p>	近藤 富美男	委員	橋本 肇	委員	野崎 芳雄	委員	城処 良幸	委員	宇田川幹男	委員	金子 賢二	委員	矢倉 励子	委員	榎本 利男	委員	城所 好男	委員	大熊 博	委員
近藤 富美男	委員	橋本 肇	委員																		
野崎 芳雄	委員	城処 良幸	委員																		
宇田川幹男	委員	金子 賢二	委員																		
矢倉 励子	委員	榎本 利男	委員																		
城所 好男	委員	大熊 博	委員																		
4 出席者名	—																				
5 欠席者名	—																				

# 第5回大門下野田特定土地区画整理審議会

令和元年11月25日（月）午前10時  
浦和東部まちづくり事務所 会議室

次 第

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

- (1) 議席の決定について
- (2) 審議会会長及び副会長の選出について

4 閉 会

5 その他

- (1) 工事の進捗状況について
- (2) みその都市デザイン協議会について

令和元年1月25日（月）午前10時～  
第5回大門下野田特定土地区画整理審議会

## 座席表

事務局	矢倉 励子 委員	橋本 肇 委員	野崎 芳雄 委員	近藤 富美男 委員	城処 良幸 委員
入口					

宇田川 幹男 委員  
榎本 利男 委員  
大熊 博 委員  
金子 賢二 委員  
城所 好男 委員

令和元年1月25日（月）午前10時～  
第5回大門下野田特定土地区画整理審議会

## 座 席 表

9 城所 好男 委員	8 榎本 利男 委員	7 矢倉 励子 委員	6 金子 賢一 委員
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------


2 橋本 肇  
会長  
10 大熊 博  
副会長

5 宇田川 幹男 委員	4 城廻 良幸 委員	3 野崎 芳雄 委員	1 近藤 富美男 委員
----------------------	---------------------	---------------------	----------------------

事務局

入口

資料 - 1

さいたま都市計画事業 大門下野田特定土地区画整理審議会 委員名簿

氏 名	ふりがな	備 考
宇田川 幹男	うだがわ みきお	
榎本 利男	えのもと としお	
大熊 博	おおくま ひろし	
金子 賢二	かねこ けんじ	
城所 好男	きどころ よしお	
城処 良幸	きどころ よしゆき	
近藤 富美男	こんどう ふみお	
野崎 芳雄	のざき よしお	
橋本 肇	はしもと はじめ	学識経験委員
矢倉 励子	やくら れいこ	学識経験委員

## ○浦和東部まちづくり事務所

〒336-0963

さいたま市緑区大字大門2564番地6

(電 話) 048(878)5143・5140

(F a x) 048(878)5141

### 《職 員 名 簿》

所 長	高 橋 希 好	(たかはし きよし)
-----	---------	------------

#### ◇管理係 (予算・換地・審議会等)

係 長	豊 田 隆	(とよだ たかし)
主 査	大 友 瞳 子	(おおとも むつこ)
主 任	濱 中 貞 夫	(はまなか さだお)
主 任	山 口 沙 織	(やまぐち さおり)
技 師	松 山 幸 司	(まつやま こうじ)
技 師	枝 川 祥 子	(えだかわ さちこ)

#### ◇区画整理係 (工事・補償・調査)

所長補佐(兼) 係長	藤 原 健 二	(ふじわら けんじ)
主 査	糸 原 洋	(くめばら ひろし)
主 査	千 田 明 彦	(せんだ あきひこ)
主 任	那 賀 島 大 地	(なかじま だいち)
技 師	松 谷 真 一	(まつたに しんいち)
技 師	齊 藤 光 治 郎	(さいとう こうじろう)

(平成31年4月1日 現在)

令和元年11月25日  
浦和東部まちづくり事務所

## 審議会の役割について

### 1 審議会の目的

土地区画整理事業の施行に伴う重要な事項については権利者の意向を反映し、事業が民主的かつ公平に行われるため審議会を設けます。

審議会は事業ごとに設置される施行者（市）の諮問機関です。

### 2 審議会の構成

審議会の構成は土地区画整理法、大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の定めにより本地区は10名で組織されております。

また、委員は宅地の所有者、宅地の借地権利者から各別に選挙された委員と学識を有する者で市長から選任された委員とで構成され、本地区は宅地所有者委員8名、学識経験者委員2名となっております。

なお、委員の任期は、施行規程により5年と定められております。

### 3 審議会の運営

会議の運営については法令上では次のようなものがあります。また、法令にない決まりごとについては運営要領のなかで定めます。

#### (1) 審議会の会長について

- ①審議会に会長を置く
- ②会長は委員のうちから委員が選挙する

#### (2) 会長の任務

- ①会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する
- ②会長は委員として審議会の議決に加わることができない。ただし、可否同数の場合には会長が決する

#### (3) 副会長の任務

会長に事故がある場合においては、副会長がその職務を代理する

#### (4) 審議会の招集、会議、議事について

- ①招集権者…さいたま市長
- ②招集手続き…会議を開く日の5日前までに会議の日時、場所、目的である事項を委員に通知する
- ③定足数…委員の半数以上が出席しなければ開くことができない
- ④議事の決定…出席委員の過半数で決する

## 4 審議会での審議

審議会での審議事項は、土地区画整理法の定めにより、施行者が諮問した案件について、同意を得る事項と意見を聞く事項とがあります。内容は、次の表のとおりです。

主な審議事項	権限	適用条項
1 換地計画を作成するとき	意見	法第88条第6項
2 換地計画の縦覧による意見書の内容審査を行うとき	意見	法第88条第6項
3 換地計画を変更しようとするとき	意見	法第97条第3項
4 宅地地積の適正化	同意	法第91条第2項
5 借地地積の適正化	同意	法第92条第3・4項
6 換地計画において特別の定めをするとき	同意	法第95条第7項
7 保留地を定めようとするとき	同意	法第96条第3項
8 仮換地の指定をするとき	意見	法第98条第3項
9 減価補償金を交付するとき	意見	法第109条第2項
10 評価員を選任するとき	同意	法第65条第1項

## 資料－4

### さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理審議会議事運営要領

#### (目的)

第1条 この要領は、さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の議事手続きその他審議会の運営に関し、必要な事項を定めることにより、審議会の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (会長及び副会長の任期)

第2条 会長及び副会長の任期は5年とする。ただし、会長及び副会長が欠けた場合における新たに選任された会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議の招集等)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、文書をもって通知する。  
2 委員は、事故等により会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

#### (議席の決定)

第4条 委員の議席は、最初の会議において抽選によって定め、番号を付する。

#### (会議の非公開)

第5条 会議は非公開とする。

#### (発言及び議事の整理)

第6条 発言は、議題外にわたり又は、その範囲をこえてはならない。  
2 会長は、議事を整理する必要があると認めるときは、委員の発言を止め、議事を中断することができる。

#### (関係者等の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者等に議案の説明及び意見又は報告を求めることができる。

#### (関係委員の審議の制限)

第8条 委員は、自己に関する事項については、審議に加わることができない。ただし、審議会の同意があった場合はこの限りではない。

(採決)

第9条 会長は、採決しようとするときは、その旨を宣言する。

2 採決は、原則として挙手により行う。

(委員の退席)

第10条 委員は会議中退席しようとするときは、その事由を告げて会長の承認を得なければならない。

2 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、会長は、委員の退席を禁ずることができる。

(委員の辞任)

第11条 委員は、辞任しようとするときは、審議会の承認を得なければならない。

(会議の議事録)

第12条 会長は、会議ごとにその議事録を作成し、議事録には会長及び会長が指名する委員2名が署名押印する。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 会議の開閉に関する事項
- 二 委員の出欠に関する事項
- 三 議事に関する事項
- 四 その他会長において必要と認めた事項

3 議事録は、浦和東部まちづくり事務所において保管する。

(審議会の庶務)

第13条 審議会に関する庶務は、浦和東部まちづくり事務所においてこれを処理する。

(補則)

第14条 この要領に定めるものの外必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

附則 この要領は、平成27年1月21日から施行する。

## 資料一5

令和元年11月25日  
浦和東部まちづくり事務所

### 審議会委員の報酬について

報酬額つきましては、さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により定められております。

また、審議会委員の報酬につきましては、所得税法に基づき所得税が差し引かれます。

なお、法及び条例の改正により、報酬額が変更されることがあります。

#### \*会長

報酬額	所得税額	差引支払額
12,000円	2,350円	9,650円

#### \*委員

報酬額	所得税額	差引支払額
10,000円	1,770円	8,230円

- \* 確定申告に必要な源泉徴収票は、後日（翌年1月頃）、市より送付されます。
- \* 支払方法は口座振替となりますので、新しく審議委員に就任された委員の皆様は、別紙【振込先記入用紙】の事項を記入して頂き、審議会終了後に、後日、職員が回収に伺います。

記

#### 記入例

振込先	金融機関	浦一銀行 金庫 東部支店 農協	本店 預金種目	1普通 2当座 3( )	口座番号	00000000
	口座名義人	フリガナ ウラトウ イチロウ 浦東 一郎				

#### 【担当】

浦和東部まちづくり事務所

管理係 枝川

TEL 048-878-5143

# 大門下野田特定土地区画整理審議会委員報酬

## 振込先記入用紙

振 込 先	金融 機関	銀行 金庫 農協	本店 支店	預金種目	1 普通 2 当座 3 ( )	口座番号	
	口座 名義人	フリガナ					



さいたま市「美園地区」では、市の“副都心”的一つとして、「みそのウイングシティ」の約320haに及ぶ土地区画整理事業を核とする新市街地形成を行いながら「スポーツ、健康、環境・エネルギー」をテーマとした拠点づくりが進められている。都市基盤整備の進捗により、住宅・店舗等の建設や、公園・学校・コミュニティセンター等の公共施設整備が徐々に進展しているが、今後区画整理地内の土地活用が本格化するにあたっては、地域の空間資源を活かしながら都市基盤上に形成する空間の質を高め、生活環境を維持・向上させていく事が一層重要な課題となる。

そこで、これまでの都市開発のテーマを継承しながら、本地区が目指すべき都市デザインの将来目標や実践方針・戦略を関係者間で策定・共有し、その将来都市像の実現に向けた調査研究・企画立案・協議調整を行うために、2016年3月に「みその都市デザイン協議会」を設立している。



### ■協議会の概要（協議会関連規約より抜粋）

<b>目的</b>	美園地区が住む人や働く人にとって誇りに思える街、訪れたくなる魅力ある街、人々に選ばれる街となるため、地権者・住民、民間事業者、大学及び行政等が美園地区の将来像や目標を共有し、個性と魅力ある都市空間の実現に向けて連携・協力することを目的とする。
<b>活動</b>	<p>前掲の目的を達成するために以下の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)都市デザイン方針の作成</li> <li>(2)都市デザイン方針に基づく各取組みの進行管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>①街並み形成に関すること</li> <li>②公共空間の利活用に関すること</li> <li>③歩行環境・地域交通に関すること</li> </ul> </li> <li>(3)都市デザインに関する情報発信・普及啓発</li> <li>(4)その他、協議会の目的を達成するために必要な事項</li> </ul>



協議会の会議風景

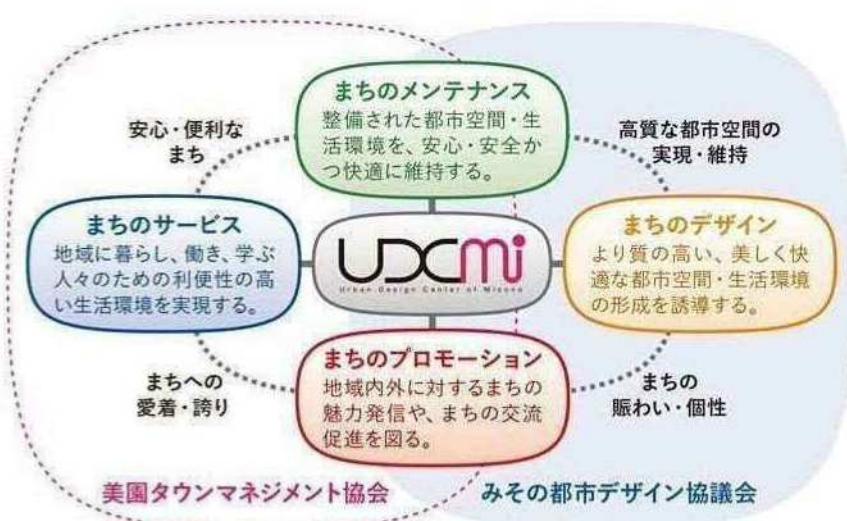


基本理念：「公民+学」の連携

## ■主な取り組み

景観・街並み、土地利用、交通環境の視点を軸に、個性と魅力が感じられる都市空間・都市環境の形成を進めるための地区共通の指針として、本地区が目指すべき都市デザインの方向性を示した『みその都市デザイン方針』の検討を進め、2017年4月に最終版を公表した。同方針をベースに、ハード整備等を中心とする各種プロジェクトの進捗管理を進めている。

先行プロジェクトとして、スタジアムアクセス環境の改善策や綾瀬川・調節池の高質化整備・利活用方策、土地活用・景観誘導方策の検討を行う一方で、まち歩き企画（UDCMiまちづくり茶話会内）や学生提案企画（みその都市デザインスタジオ）の成果発表会など、オープンな対話の場を通じた地区まちづくりの普及・啓発にも取り組んでいる。

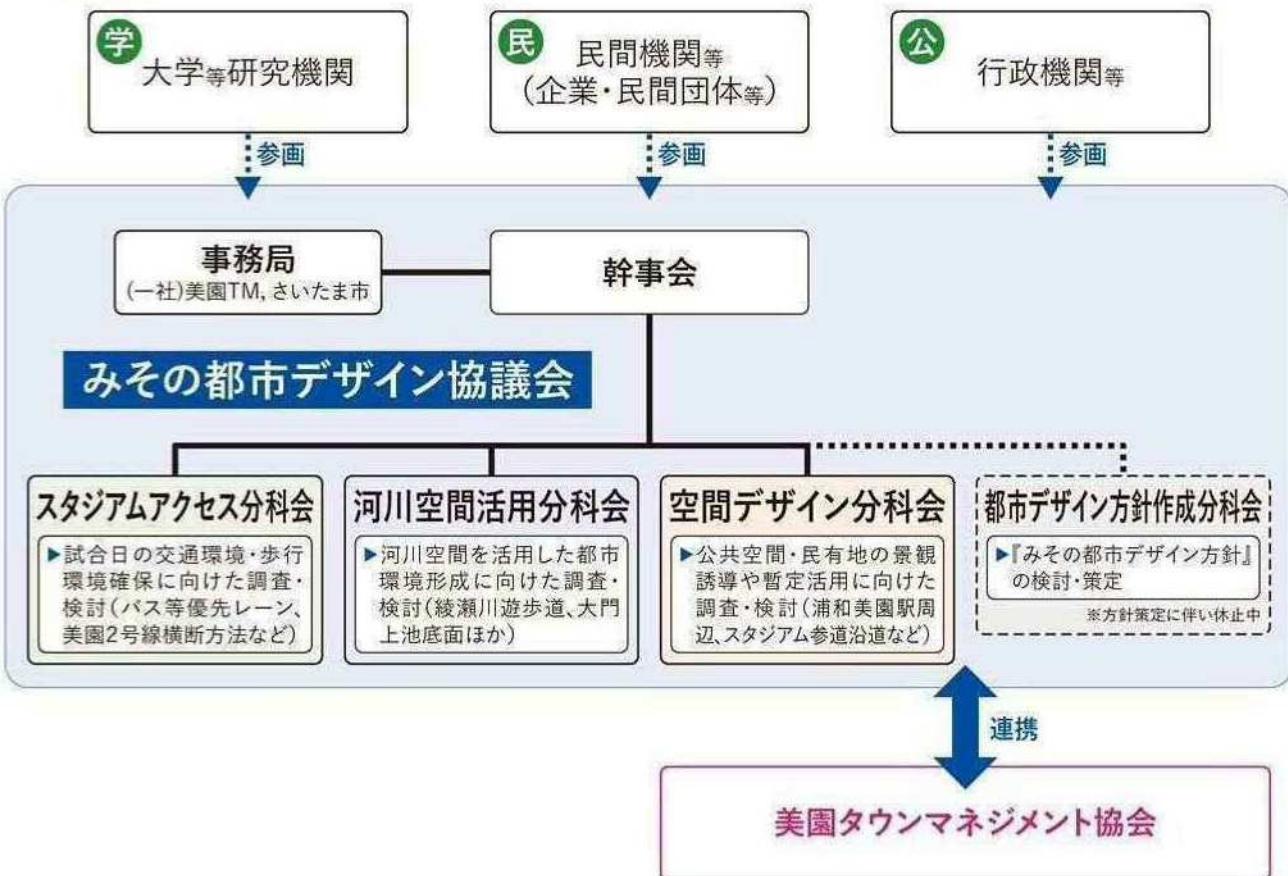


「アーバンデザインセンターみその（略称：UDCMi）」を拠点に、主としてまちづくりのハード分野の検討・協議調整を行う「みその都市デザイン協議会」と、主としてまちづくりのソフト分野の調査研究・企画調整・事業化を推進する「美國タウンマネジメント協会」（2015年8月設立）と、2つのまちづくり連携母体組織が活動を進めています。

UDCMiという“場”を介して、「デザインマネジメント」・「メンテナンスマネジメント」・「サービスマネジメント」・「プロモーションマネジメント」の各分野に亘るプロジェクトの企画立案・試行的実践（社会実験）・まちへの実装化等を促進させ、地区まちづくりに係る各者の連携・役割分担に基づく持続可能な地域マネジメント体制の構築を図っていきます。



## ■組織体制



## ■役員

役職	氏名	現職等
会長	久保田 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 環境科学・社会基盤部門 教授
副会長	大熊 博	美園地区自治会連合会 会長
事務局		さいたま市（都市局 まちづくり推進部 浦和東部まちづくり事務所） 一般社団法人美園タウンマネジメント

## ■会員一覧

分類	組織・団体名	
公	自治体	さいたま市 埼玉県
	公益法人等	埼玉スタジアム2002公園管理事務所（公益財団法人埼玉県公園緑地協会）
民	土地区画整理事業関係者	浦和東部第一特定土地区画整理事業審議会 大門下野田特定土地区画整理事業審議会 元・浦和東部第二特定土地区画整理事業審議会 元・岩槻南部新和西特定土地区画整理事業審議会 大門上・下野田特定土地区画整理組合
	自治会関係者	美園地区自治会連合会 新和地区自治会連合会
	立地企業	イオンリテール株式会社 浦和レッドダイヤモンズ株式会社
	交通事業者	埼玉高速鉄道株式会社 国際興業株式会社
	まちづくり法人	一般社団法人美園タウンマネジメント
学	埼玉大学 芝浦工業大学	

事務局 さいたま市浦和東部まちづくり事務所・一般社団法人美園タウンマネジメント

問合せ先 一般社団法人美園タウンマネジメント

〒336-0962 さいたま市緑区下野田494番地1 オークリーフ1階  
(アーバンデザインセンターみその[UDCMi]内)

TEL 048-812-0301 FAX 048-812-0305 E-mail info@misono-tm.org

# みその都市デザイン方針

〔要旨〕

2017年4月版

さいたま市美園地区において、まちづくりに係る“公民+学”的な関係者の連携・協働による、個性と魅力ある都市空間・都市環境づくりを促進させていくための共通指針として、2017年4月に『みその都市デザイン方針』を策定しました。

現在、本『方針』をベースに、公共空間高質化整備や土地活用促進・街並み誘導、交通環境改善など、各種詳細検討を進めています。

## 位置づけ・推進体制

本方針は、住民・地権者や企業、大学等の専門機関、行政機関などが参加する「みその都市デザイン協議会」を中心に、「アーバンデザインセンターみその:UDCMi」を協働・情報発信の場として活用しながら、公民+学の連携・協働により実現を図ります。

## 目標年次

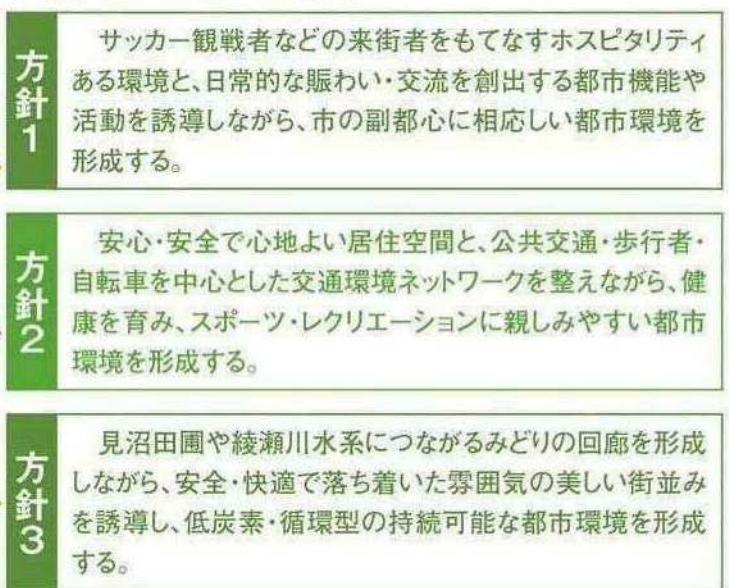
東京オリンピック開催の2020年度を目標として短期的な取組みを推進し、約15年後の2030年度を中長期的な取組みの目標年次とします。

現在	2020年度	2030年度
短期的な取組み推進	→	中長期的な取組み推進

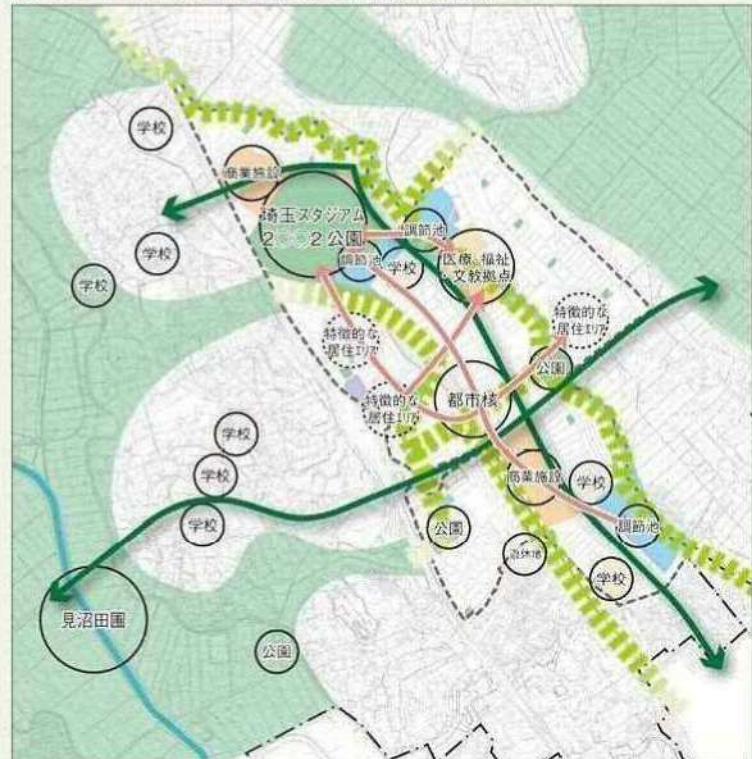
## 基本理念(美園スタジアムタウン憲章より)



## 都市デザインの方針



## 都市デザイン方針図(拠点と都市軸の方針)



### ● 拠点

- 美園を象徴する緑豊かで品格ある空間にする
- 副都心として多様な都市活動を支える快適・便利・賑わいのある空間をつくる
- 健康・スポーツに取組め、緑の拠点となる公園にする
- 世界に誇れる快適なスタジアム環境をつくる
- 治水機能を維持しながら、健康を育みスポーツに親しみやすい親水空間や憩いの場づくりをする
- 緑豊かで安心安全な居住空間の核となるような環境をつくる
- 環境・エネルギー・自然・健康等をテーマに美園地区のモデルとなる居住エリアをつくる

### ● 都市軸

- 緑豊かで品格のある景観と快適な歩行環境・自転車走行環境を形成する
- 都市間交通の中心となり、街の入り口を演出する
- 拠点間を結び都市生活の中心となる緑豊かで歩行者優先環境をつくる
- 特に都市核と埼スタを結ぶ軸は、大勢のサポーター通行に対応し、サッカーの街に相応しい緑豊かな“スタジアム参道”を形成する
- 緑と水の拠点を連続させ、健康を育みスポーツに親しみやすい都市環境を形成する
- イベント開催などによる賑わい・交流の場をつくる

# III 都市デザインの戦略

## 美園スタジアムタウン憲章

新価値創造

多世代健康

次世代環境

方針1

サッカー観戦者などの来街者をもてなすホスピタリティある環境と、日常的な賑わい・交流を創出する都市機能や活動を誘導しながら、市の副都心に相応しい都市環境を形成する。

方針2

安心・安全で心地よい居住空間と、公共交通・歩行者・自転車を中心とした交通環境ネットワークを整えながら、健康を育み、スポーツ・レクリエーションに親しみやすい都市環境を形成する。

方針3

見沼田園や綾瀬川水系につながるみどりの回廊を形成しながら、安全・快適で落ちていた雰囲気の美しい街並みを誘導し、低炭素・循環型の持続可能な都市環境を形成する。

## 戦略の組み立てイメージ

- ① 主要な拠点・都市軸上に質の高い空間を形成する
- ② 空間上に人の活動やコミュニティの「場」を生み出す
- ③ 地区全体の「場」をネットワーク化する

戦略1

緑豊かな副都心の顔と骨格をつくる

戦略2

サッカー文化の薫る街のシンボル空間をつくる

戦略3

健康を育む緑と水の拠点を連続させる

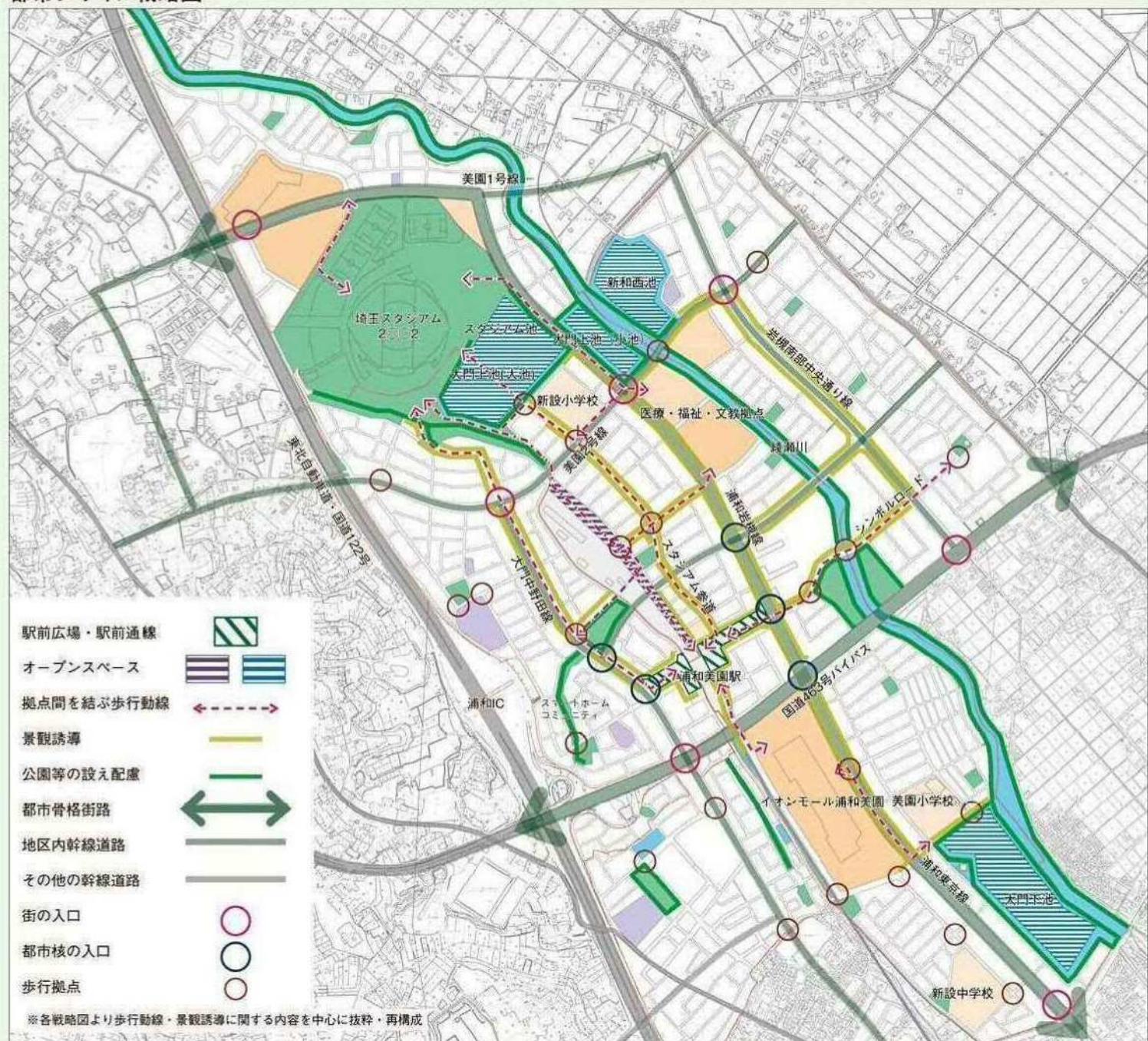
戦略4

安心安全・快適な居住環境をネットワークする

戦略5

都市デザインをマネジメントする

## 都市デザイン戦略図



## 戦略1. 緑豊かな副都心の顔と骨格をつくる

街の顔となる浦和美園駅周辺の都市核エリアと都市骨格軸(浦和岩槻線・浦和東京線、国道463号バイパス)を中心に、景観誘導や都市機能誘導を進めるとともに、交通環境の充実を図り、副都心に相応しい空間を形成する。

### 戦略1-1 緑豊かで活力ある都市核エリアを形成する

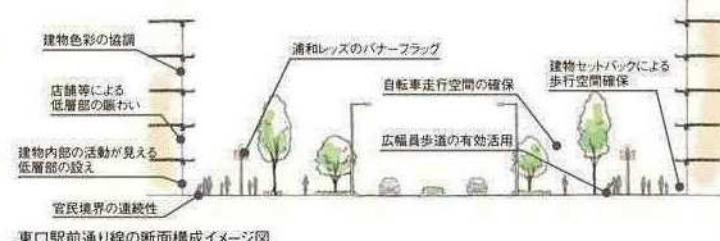
- (1) “美しい園”を象徴する緑と品格のある駅前空間をつくる
- (2) 副都心としての活力ある都市環境を形成する
- (3) 都市核エリアから周辺部へ歩行環境を連続させる

### 戦略1-2 街の骨格軸を形成する

- (1) 都市骨格軸を形成する
- (2) 緑豊かで安全な街路ネットワークをつくる
- (3) 都市拠点間接続機能を強化する

### 戦略1-3 街の入口を演出する

- (1) 街の入口を演出する
- (2) 都市核エリアの入口を演出する



東口駅前通り線の断面構成イメージ図



## 戦略2. サッカー文化の薫る街のシンボル空間をつくる

景観的・文化的なシンボルである埼玉スタジアム2002と浦和美園駅を結ぶコミュニティ道路(通称:スタジアム参道)を軸に、重点的な景観誘導や交流と賑わいを生み出す空間づくりを進め、世界に誇れるサッカーの街・スタジアムの街をつくる。

### 戦略2-1埼スタを中心とした賑わい・交流拠点をつくる

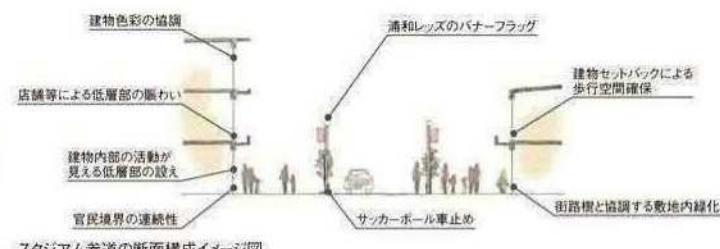
- (1) 世界に誇れる快適なスタジアム環境を形成する
- (2) 大門上池を活用した賑わい・交流の場を形成する
- (3) 埼スタから周辺部へ歩行環境を連続させる

### 戦略2-2 “参道”を軸に表情豊かな都市環境を形成する

- (1) 美園のシンボルとなる“参道”をつくる
- (2) 多様な都市活動を展開する
- (3) 医療・福祉・文教拠点へ歩行環境を連続させる

### 戦略2-3 スタジアムアクセス空間を充実させる

- (1) 既存のオープンスペースを活用する
- (2) 街の回遊性を強化する



スタジアム参道の断面構成イメージ図



## 戦略3. 健康を育む緑と水の拠点を連続させる

美園地区固有の自然環境である綾瀬川の水辺環境を軸として、街づくりによって生み出した公園・調節池に緑と水の拠点づくりを進め、健康を育みスポーツ・レクリエーションに親しみやすい都市環境をつくる。

### 戦略3-1 綾瀬川に緑と水の軸を形成する

- (1) 綾瀬川に歩行環境を整備する
- (2) 周辺部へ歩行環境を連続させる

### 戦略3-2 健康、環境・エネルギーの拠点をつくる

- (1) 広大な調節池を活用する
- (2) 調節池を介して街の拠点を連続させる
- (3) 身近な健康拠点を形成する

### 戦略3-3 近隣公園を核に緑をひろげる

- (1) 緑の核として近隣公園を整備する
- (2) 近隣公園から東西へ緑をひろげる



綾瀬川の断面構成イメージ図

## 戦略4. 安心安全・快適な居住環境をネットワークする

地区内の公園・学校を中心に安心安全な歩行環境ネットワークをつくり、美園らしさを活かした快適な居住環境を展開する。

### 戦略4-1 歩行者中心の居住環境ネットワークをつくる

- (1) 安心安全な歩行環境ネットワークをつくる
- (2) 歩行環境を補完する地区内交通環境を整える
- (3) 住宅地の安らぎと美しさを保つ



住宅敷地内緑化



安心感を与える住宅外構照明 さいたま市緑区

### 戦略4-2 美園らしさを生かした居住環境をつくる

- (1) モデルとなる住宅街区を形成する
- (2) 農とふれあえる居住エリアをつくる
- (3) 斜面林を保全する
- (4) 見沼の緑と風を美園に迎え入れる



斜面林(下野田緑地)



歩行拠点となるポケットパーク さいたま市北区

## 戦略5. 都市デザインをマネジメントする

公民十学による連携・協働の場を維持・強化しながら、公有地・民有地において地域の特色やまちづくりのステージに応じた都市空間のデザインマネジメントを推し進めていく。

### 戦略5-1 地域が連携・協働するプラットフォームを築く

- (1) 継続的な連携・協働の場をつくる
- (2) 地域を巻き込んだオープンな議論を展開する



みその都市デザイン協議会



まちづくりワークショップ

### 戦略5-2 都市空間のデザインマネジメント体制を構築する

- (1) オープンスペースの利活用・維持管理体制を構築する
- (2) 主要地区において景観協議の仕組みを構築する
- (3) 生活エリアの景観・美観づくりを進める



清掃活動



市民参加プログラム

### 戦略5-3 都市のコミュニケーション力を高める

- (1) 地域への情報発信を推進する
- (2) 街への関心を高めるプログラムを展開する
- (3) 街に対する愛着・誇りを醸成する

## みその都市デザイン方針

2017年4月版



みその都市デザイン協議会

自治会連合会(美園地区、新和地区)、土地区画整理事業関係者(浦和東部第一地区、浦和東部第二地区、岩槻南部新和西地区、大門下野田地区、大門上・下野田地区)、イオンリテール株式会社、浦和レッドダイヤモンズ株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、国際興業株式会社、一般社団法人美園タウンマネジメント、埼玉大学、芝浦工業大学、埼玉スタジアム2002公園管理事務所、埼玉県、さいたま市



お問い合わせ先(みその都市デザイン協議会事務局)

一般社団法人美園タウンマネジメント

Phone. 048-812-0301

E-mail. info@misono-tm.org

さいたま市 浦和東部まちづくり事務所

Phone. 048-878-5143

E-mail. urawa-tobu-machidukuri@city.saitama.lg.jp

(2019年3月時点)

## 第5回大門下野田特定土地区画整理審議会 議事録

日時	令和元年11月25日（月）10時～11時
場所	浦和東部まちづくり事務所 会議室
出席者	別紙参照

### 配布資料

次第

席次表（議決決定前）

席次表（議席決定後）

【資料1】審議会委員名簿

【資料2】職員名簿

【資料3】審議会の役割について

【資料4】さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理審議会議事運営要領

【資料5】審議会委員の報酬について

【資料6】都市デザイン協議会 概要、みその都市デザイン方針[要旨]

### 議事内容

#### 1. 開会 2. 挨拶

##### 事務局

- ・それでは、定刻となりましたので、ただ今より第5回大門下野田特定土地区画整理審議会を開会いたします。
- ・わたくし、本日の進行を務めさせていただきます豊田でございます。よろしくお願ひいたします。
- ・本日は、委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
- ・はじめに施行者を代表いたしまして、まちづくり推進部次長よりご挨拶を申し上げます。

##### 事務局

- ・皆様、おはようございます。
- ・ただいまご紹介のありました、まちづくり推進部次長の柳瀬でございます。審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- ・本日は、大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、当事業をはじめ、市政推進に対しまして、皆様よりご尽力とご協力を賜り、この場をお借りしまして心よりお礼申し上げます。
- ・本会議は、審議会委員改選後、初めての大門下野田特定土地区画整理審議会となり、通算では5回目となります。
- ・皆様におかれましては、令和元年11月から令和6年11月までの5年間の任期期間となり、本審議会を支えて頂きたいと思いますので、ご支援の程、よろしくお願ひいたします。また、平成26年11月から今回の改選後も審議会委員となられた方におかれましては、引き続き、ご尽力いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・さて、大門下野田地区につきましては、平成25年度末に事業認可を取得し、早5年が経過したところでございます。
- ・これまで、仮換地指定を行い、その後物件移転補償や地盤改良工事等を実施してまいりました。

- ・今年度の主な事業といたしましては、現在進行中の盛土造成工事や工事完了後の盛土動態観測業務、埋蔵文化財発掘調査業務等を予定しております。
- ・工事期間中は、ご不便をおかけしていることと思いますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひいたします。
- ・一方、美園地区内のその他の動きといたしまして、「みその都市デザイン協議会」におきまして、サッカー開催日における地区内交通環境の改善、綾瀬川の遊歩道整備や大門上池調節池の利活用、魅力ある街並み誘導を図るためのデザインガイドラインの策定に向けた検討等を実施しているところです。
- ・今後とも、本事業を鋭意、進めてまいりますので、皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

#### 事務局

- ・続きまして、本日は、委員改選後、はじめての審議会となりますので、浦和東部まちづくり事務所長より、審議会委員の皆様と、事務所職員を紹介させていただきます。

#### 事務局

- ・資料1をご覧ください。
- ・紹介にあたりましては、初めに宅地所有者の方を五十音順でご紹介させていただきます。

- ・宇田川 幹男 様 でございます。
- ・榎本 利男 様 でございます。
- ・大熊 博 様 でございます。
- ・金子 賢二 様 でございます。
- ・城所 好男 様 でございます。
- ・城処 良幸 様 でございます。
- ・近藤 富美男 様 でございます。
- ・野崎 芳雄 様 でございます。

- ・続きまして、学識経験者の方を紹介させていただきます。

- ・平成30年3月までさいたま市の職員としましてご尽力いただきました、橋本 肇 様 でございます。
- ・税理士であります、矢倉 励子 様 でございます。

- ・続きまして、浦和東部まちづくり事務所の職員を紹介させていただきます。

- ・資料2をご覧ください。
- ・私、所長を務めております、高橋と申します。
- ・管理係長の豊田でございます。
- ・大友主査でございます。
- ・濱中主任でございます。
- ・山口主任でございます。
- ・松山技師でございます。
- ・枝川技師でございます。
- ・区画整理係長兼所長補佐の藤原でございます。
- ・条原主査は業務の都合で欠席させていただいております。
- ・千田主査でございます。

- ・那賀島主任は本日、欠席させていただいております。
- ・松谷技師でございます。
- ・齊藤技師でございます。
- ・以上となります。

事務局

- ・委員の皆様には、大変恐縮ではございますが、柳瀬次長及び一部の職員におかれましては、公務の都合により、ここで退席させていただきます。
- ・続きまして、お配りしております資料の確認をお願いいたします。
- ・本日お配りしております資料は、

次第

席次表

【資料1】審議会委員名簿

【資料2】職員名簿

【資料3】審議会の役割について

【資料4】さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理審議会議事運営要領

【資料5】審議会委員の報酬について

【資料6】都市デザイン協議会 概要、みその都市デザイン方針【要旨】  
でございます。

- ・資料の過不足等ございましたら、恐れ入りますが事務局までお知らせください。
- ・なお、本日の会議を開催するにあたりまして、議事録作成のため、録音をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局

- ・それでは、次第3の議題に移ります。
- ・通常、ここからの議事進行につきましては、審議会会长にお願いするところですが、会長が選出されるまでは、事務局で議長を務めさせていただいてもよろしいでしょうか。

委員

- ・異議なし

議長

- ・それでは、議題の審議に入る前に、会議の成立について、事務局より報告願います。

事務局

- ・本日の委員の欠席についてご報告いたします。本日の委員の欠席はございません。
- ・会議の成立についてでございますが、土地区画整理法第62条第3項の規定により委員の半数以上の出席が必要となりますが、現在、委員10名中10名の出席をいただいておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

議長

- ・ただ今の報告のとおり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しております。
- ・それでは今回の議題の流れについて、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局**

- ・それでは本日の議題の流れについてご説明させていただきます。お手元の次第をご覧ください。
- ・本日の議題は、議席の決定について、審議会会長及び副会長の選出についてとなります。
- ・なお、事前にお送りさせていただきました開催通知には、議題として評価員の選出を予定しておりましたが、今回の議題ではなくなりましたので、ご報告させていただきます。

**議長**

- ・事務局の説明のとおりとなりますので、よろしくお願ひいたします。
- ・それでは、次に議案のうち、非公開事項に該当するものがあるかどうか、事務局にお伺いします。

**事務局**

- ・本日の会議で、非公開事項に該当する議案はございません。

**議長**

- ・それでは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。
- ・ただ今、事務局から、本日の議案は非公開事項に該当しないとの報告がありました、委員の皆さんにお伺いいたします。

**委員**

- ・異議なし

**議長**

- ・それでは、本日は非公開とする議案はなしということで進めさせていただきます。
- ・つきましては、当審議会を公開するものといたしますので、傍聴希望者の入室を認めることといたします。
- ・また、本日の配布資料、及び後日作成する議事録につきましても公開となりますので、この場で委員の皆様にはご了承いただきたいと思います。

**委員**

- ・異議なし

**議長**

- ・それでは、事務局は、傍聴者がおりましたら、入室させてください。

**事務局**

- ・本日は傍聴者がおりませんので、このままご審議をお願いします。

**議長**

- ・これより議題に入ります。議題（1）議席の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

**3. 議題（1）議席の決定について**

**事務局**

- ・それでは、今回審議会委員改選後、初めての審議会となりますので、審議会の運営方法等につきましてご説明をさせていただきます。
- ・資料3をご覧ください。
- ・1. 審議会の目的は、土地区画整理事業の施行に伴う重要な事項については権利者の意向を反映し、事業が民主的かつ公平に行われるため審議会を設けます。審議会は事業ごとに設置される施行者（市）の諮問機関となります。

- ・2. 審議会の構成は、土地区画整理法及び大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の定めにより本地区は10名で組織されております。また、委員は宅地の所有者、宅地の借地権利者から各別に選挙された委員と学識を有する者で市長から選任された委員とで構成され、本地区は宅地所有者委員8名、学識経験者委員2名となっております。なお、委員の任期は、5年と定められております。
- ・3. 審議会の運営は、法令上では以下のようないわゆる決まりごとについては、運営要領の中で定めております。
  - ・(1) 審議会に会長を置くことになっており、会長は委員のうちから委員が選挙することになっております。
  - ・(2) 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理します。また、会長は委員として審議会の議決に加わることができませんが、可否同数の場合には会長が決します。
  - ・(3) 副会長の任務といしましては、会長に事故がある場合においては、副会長がその職務を代理します。
  - ・(4) 審議会の招集、会議、議事についてですが、招集権者はさいたま市長であり、招集手続きとして、会議を開く日の5日前までに会議の日時、場所、目的を委員に通知いたします。審議会の定足数は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、議事の決定は出席委員の過半数で決します。
- ・4. 審議会での審議事項につきましては、土地区画整理法の定めにより、施行者が諮問した案件について、同意を得る事項と意見を聞く事項とがあります。詳細について、資料のとおりとなります。
  - ・続きまして、資料4をご覧ください。
  - ・さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業審議会議事運営要領について、ご説明させていただきます。
  - ・第1条 この要領は、さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業審議会の議事手続きその他審議会の運営に関し、必要な事項を定めることにより、審議会の円滑な運営を図ることを目的とします。
  - ・第2条 会長及び副会長の任期は5年とします。ただし、会長及び副会長が欠けた場合における新たに選任された会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とします。
  - ・第3条 審議会の会議の招集は、文書をもって通知します。委員は、事故等により会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければなりません。
  - ・第4条 委員の議席は、最初の会議において抽選によって定め、番号を付します。
  - ・第5条 会議は非公開とする。となっておりますが、「さいたま市情報公開条例 第23条」により、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等は、その会議を公開することになっているため、先程議題に入る前に皆様にご賛同いただいたとおり、公正で透明な開かれた市政とするために、本会議は公開とさせていただいております。
  - ・第6条 発言は、議題外にわたり又は、その範囲をこえてはいけません。会長は、議事を整理する必要があると認めるときは、委員の発言を止め、議事を中断することができます。
  - ・第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者等に議案の説明及び意見又は報告を求めることができます。
  - ・第8条 委員は、自己に関する事項については、審議に加わることができません。ただし、審議会の同意があった場合はこの限りではありません。
  - ・第9条 会長は、採決しようとするときは、その旨を宣言します。採決は、原則として挙手により行います。

- ・第10条 委員は会議中退席しようとするときは、その事由を告げて会長の承認を得なければいけません。会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、会長は、委員の退席を禁ずることができます。
- ・第11条 委員は、辞任しようとするときは、審議会の承認を得なければなりません。
- ・第12条 会長は、会議ごとにその議事録を作成し、議事録には会長及び会長が指名する委員2名が署名押印します。前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。一 会議の開閉に関する事項、二 委員の出欠に関する事項、三 議事に関する事項、四 その他会長において必要と認めた事項、なお、議事録は、浦和東部まちづくり事務所において保管します。
- ・第13条 審議会に関する庶務は、浦和東部まちづくり事務所においてこれを処理します。
- ・第14条 この要領に定めるものの外必要な事項は、会長が会議に諮って決めます。
- ・統いて資料5をご覧ください。
- ・審議会委員の報酬についてご説明させていただきます。
- ・報酬額につきましては、さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により定められております。また、審議会委員の報酬につきましては、所得税法に基づき所得税が差し引かれます。なお、法及び条例の改正により、報酬額が変更されることがあります。
- ・会長につきましては、報酬額 12,000円、所得税額 2,350円、差引支払額 9,650円、委員につきましては、報酬額 10,000円、所得税額 1,770円、差引支払額 8,230円となります。
- ・以上で説明を終了させていただきます。

#### 議長

- ・議席の決定について説明する前に、ここまで説明で質問のある方は挙手をお願いします。

#### 委員

- ・特になし

#### 議長

- ・統いて、議席の決定について事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

- ・議席は、議事運営要領第4条に基づき、抽選によって定めます。
- ・抽選には、1~10番の数字が書かれたクジを使用し、クジは2回引きます。
- ・まず1回目は、クジを引く順番を決めるためのクジを引き、その後、小さい番号の委員から、2回目の議席を決めるクジを引きます。引いたクジの数値が議席番号となります。
- ・1回目のくじは、五十音順で引く形でよろしいでしょうか。

#### 委員

- ・異議なし

#### 事務局

- ・それでは始めます。

【議席決定 1番：近藤富美男委員、2番：橋本肇委員、3番：野崎芳雄委員、4番：城丸良幸委員、  
5番：宇田川幹男委員、6番：金子賢二委員、7番：矢倉励子委員、8番：榎本利男委員  
9番：城所好男委員、10番：大熊博委員】

## (2) 審議会会長及び副会長の選出について

議長

- ・次に、議題（2）審議会会長及び副会長の選出について事務局から説明をお願いします

事務局

- ・冒頭にもご説明をさせていただきましたが、再度、会長・副会長の役割、選出方法についてご説明させていただきます。

- ・会長の役割は、審議会を代表し、主に議事の進行を行い、議事は挙手による採決を行います。
- ・会長は委員として、審議会の議決に加わることができません。しかし、可否同数の時は会長が決定します。
- ・一方、副会長は、会長の欠席など、事故があった場合に、職務を代理します。
- ・会長、副会長は、互選によって選出し、互選方法としては、立候補または推薦が考えられます。通常の議案と同様に、挙手による採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

- ・まず初めに、会長から選任したいと思います。
- ・どなたか会長に立候補や推薦等される方はございますでしょうか。

委員

- ・特になし

議長

- ・事務局はいかがでしょうか。

事務局

- ・事務局案ですが、これまで学識経験者の方がやられてきた経緯もございますし、土地区画整理の専門的な話もあるので、引き続き学識経験者で、市OBである橋本委員にお願いをさせていただいてもよろしいでしょうか。

議長

- ・ただいま、事務局から会長への推薦がございました。皆様いかがでしょうか。

委員

- ・異議なし

議長

- ・ありがとうございます。
- ・橋本委員を会長に指名することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員

- ・挙手《9名》

議長

- ・挙手多数ですので、橋本委員を本審議会の会長に決定します。
- ・それでは、会長に就任された橋本様より、ご挨拶を頂戴したいと思います。

橋本会長

- ・皆様のご推举により、大門下野田特定土地区画整理審議会の会長をお受けすることになりました橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします
- ・事業を取り巻く環境は大変厳しいものがございますが、委員の皆様をはじめ、関係権利者の皆様の絶大なる

ご協力により、当事業の一日も早い完成を祈念しているところでございます。

・市におかれましても、引き続き最大限の力を注いでいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

議長

・それでは、これから先の議事進行につきましては、橋本会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

・委員の皆様には、議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

橋本会長

・それでは、次に副会長の選任に移りたいと思います。

・どなたか副会長に立候補や推薦等される方はございますでしょうか。

橋本会長

・事務局はいかがでしょうか。

委員

・特になし

事務局

・事務局案ですが、会長は学識経験者でお願いをしたので、副会長につきましては、地元の方で、美園地区自治会連合会会长をやられている大熊委員はいかがでしょうか。

橋本会長

・ただ今、事務局から副会長への推薦がございました。皆様いかがでしょうか。

委員

・異議なし

橋本会長

・ありがとうございます。

・大熊委員を副会長に指名することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員

・挙手《8名》

橋本会長

・挙手多数ですので、大熊委員を本審議会の副会長に決定します。

・それでは、副会長に就任された大熊様より、ご挨拶を頂戴したいと思います。

大熊副会長

・当審議会の副会長として選出いただきました大熊でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

・推薦をお受けした以上、会長を補佐し、みなさまのご支援をたまわりながら職責を果たして行ければと思いますので、ご協力ををお願いいたします。

・簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

橋本会長

・特になれば、本日の議事を終了したいと思います。

・最後に、審議会議事運営要領第12条に基づき、本日の議事録の署名委員2名を指名します。議事録の署名順につきましては、議席番号順でよろしいでしょうか。

## 委員

- ・異議なし

## 橋本会長

- ・署名委員は、1番 近藤委員、私が2番なので、3番野崎委員 を指名いたします。
- ・署名委員2名につきましては、事務局が議事録を作成次第、後日、ご連絡しますので、よろしくお願ひいたします。
- ・皆様のご協力により議事をスムーズに進行することが出来ました。
- ・ご協力、誠にありがとうございました。
- ・それでは、進行を事務局へお返しします。

## 4. 閉会

### 事務局

- ・会長におかれましては、議事進行ありがとうございました。
- ・今、新しい座席表を作成させていただきましたので、配布させていただいておりますので、お持ち帰りください。
- ・以上で審議会を終了しますが、引き続き「次第5 その他」の報告事項がございます。

## 5. その他

### 事務局

- ・はじめに工事の進捗状況について事務局より説明いたします。

### 事務局

- ・それでは、今年度および今後の工事予定について、こちらの図面を使って、ご説明いたします。
- ・まず、現在、施工中で昨年度から引き続きの工事になりますが、玉谷堀排水路の西側の4街区を中心に、その周辺の2, 3, 5街区の一部、茶色の着色部分の盛土造成工事になります。この事務所の目の前に見えている土の山が、この工事でございます。
- ・こちらの工事につきましては、地区の西側が低地部の軟弱地盤であることから、その対策として盛土によって沈下を促進させ、地盤の強化を図るための工事になります。
- ・解析上、盛土が完了してから、概ね1年程度で沈下が落ち着くものとされております。
- ・この工事が完了するのが年明けの2月頃になりますので、来年度の1年間を沈下状況の観測期間としております。
- ・次に、沈下が落ち着いたのを確認後、計画の地盤の高さまで削る工事を行います。
- ・その際、玉谷堀排水路の東側の6街区、茶色の斜線の部分にも同様な、軟弱地盤対策が必要ですので、こちらの削った土を利用した盛土工事を令和3年度に予定しております。
- ・次に、埋蔵文化財発掘調査になりますが、緑色の着色部分、8街区の一部になりますが、こちらの調査を年明けの1月から3月にかけて行い、緑色の斜線の公園予定地の調査を令和2年度に予定しています。
- ・以上になります。

事務局

- ・ただ今の説明で何かご質問等がございますでしょうか。

橋本会長

- ・埋蔵文化財はどの程度出るのか。

事務局

- ・地区の東側の方は高台となり、埋蔵文化財を試掘する予定です。

城所委員

- ・1街区、2街区の盛土はいつ頃実施するのか。

事務局

- ・現在盛土中の土（4街区、5街区周辺）を7街区、8街区周辺に持っていく、その後、1街区、2街区周辺にお住まいの方に4街区、5街区周辺に移転をしていただきます。その後、1街区、2街区の盛土となりますので、時期といたしましては、現在のところ未定となります。

事務局

- ・特になければ次の報告事項に移らせていただきます。みその都市デザイン協議会について事務局より説明いたします。

事務局

- ・市は2都心、4副都心の拠点を整備することを推進しており、美園はその一つの副都心であり、スポーツ、健康、環境・エネルギーをテーマとした拠点づくりを進めています。

- ・市では、美園のまちづくりの拠点となる施設としてUDCMiを作りまちづくりの拠点としており、美園のまちづくりの特色として、公民十学でまちづくりを進めています。

- ・美園地区のまちづくりの中でも、主にハード面のまちづくりを公民学それぞれの立場で連携しながらやつていこうという組織として、平成28年3月に「みその都市デザイン協議会」を設置いたしました。また、美園の都市デザインをこの街でこんな風にしていきたいという指針として位置づけをしたのが「みその都市デザイン方針」であり、平成29年4月に策定いたしました。

- ・体制としては、「スタジアムアクセス分科会、河川空間活用分科会、空間デザイン分科会」があります。

- ・「スタジアムアクセス分科会」の具体的な取組としては、埼玉スタジアム2002での試合後に交通負荷が一気にかかり、地域の生活動線にも影響を及ぼしているので、平成30年3月に「スタジアムアクセス戦略」を策定しました。その戦略を基に、シャトルバス優先走行化社会実験をこれまで4回実施し、交通負荷の分散に向け、生活交通と観戦者交通が共存、協調したアクセス環境づくりに取り組んでおります。

- ・「河川空間活用分科会」では、河川区域空間をもっと地域として活用していくこと、綾瀬川に遊歩道を整備いたしました。また、埼玉スタジアム2002の南側にある大門上池調節池をスポーツやイベントで利用できる多目的広場の整備を行っていき、来年の東京オリンピックに利用できるようにしたいと思っております。

- ・「空間デザイン分科会」では、魅力ある街並みの形成に向けた美園独自の街並みのデザインガイドを作成し、良好な街並みをコントロールしていきたいと考えております。

- ・その他、埼玉大学や芝浦工業大学の学生にご提案をいただく「みその都市デザインスタジオ」、地域の皆様と意見交換を行う「ワークショップ」、水辺空間においてのイベントや清掃活動等行っております。

- ・現在、美園地区の人口は13,000人弱ですが、定住人口、交流人口を増やしていくため、良い都市環境を作

るため、みその都市デザイン協議会は活動しております。

事務局

- ・ただ今の説明で何かご質問等がござりますでしょうか。

事務局

- ・特になければ以上で終了させていただきます。

・なお、今回より新たに委員になられた方につきましては、審議会終了後に、【資料5】審議会委員の報酬についての振込先記入用紙をご記入の上、事務局へご提出いただければと思います。

- ・本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。